

多賀城市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月23日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施対象及び期日等

監査対象	監査実施日	講評実施日
会計課	3月15日(水)	3月23日(木)
議会事務局	3月10日(金)	3月23日(木)
選挙管理委員会事務局	3月13日(月)	3月23日(木)

3 監査の範囲及び方法

平成28年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

平成29年3月実施 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると概ね適正な事務処理がなされていると認められた。
今後も適正な事務の執行に努めていただきたい。

対 象	会計課
実 施 日	平成29年3月15日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

平成29年3月実施 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると概ね適正な事務処理がなされていると認められた。
今後も適正な事務の執行に努めていただきたい。

対 象	議会事務局
実 施 日	平成29年3月10日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

平成29年3月実施 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると概ね適正な事務処理がなされていると認められた。
今後も適正な事務の執行に努めていただきたい。

対 象	選挙管理委員会事務局
実 施 日	平成29年3月13日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし